政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。））			
百六十の二　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この条及び第百六十二条の二において「令和七年法律第二十九号」という。）による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であって第百六十二条の二で定めるもの	令和七年法律第二十九号附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた令和七年法律第二十九号附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）附則第十四条に規定する特区地方公共団体の長	法務大臣	戸籍関係情報であって第百六十二条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］

第十四条の二　第二条の表十二の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第十八条の二十八第一項の地域限定保育士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　児童福祉法施行令第二十条の六において読み替えて準用する同令第十七条第一項の地域限定保育士登録証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三　児童福祉法施行規則第六条の五十四において読み替えて準用する同令第六条の三十四（第一号に限る。）の地域限定保育士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第百五十九条　削除

政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。））			
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

［新設］

第百五十九条　第二条の表百五十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報